

「住民投票に関する条例」を制定しました。

平成19年1月に制定された稚内市自治基本条例では、「市政に関する特別重要な事項について市民の意思を確認するため、市議会の議決を経て、その議決による条例に基づいて住民投票を行うことができます。」と規定しています。

住民投票の実施に当たって「請求のしかた」や「署名の集め方」など、具体的な仕組みを定めたのが、『住民投票に関する条例』です。

■住民投票制度とは？

市民にかかわりの深い問題について、そこに住む市民自身が賛成・反対の意見を、直接市長や市議会に対して示すことができます。

■住民投票の対象になる事項とは？

市のまちづくりに関することや市民の生活に重大な影響を及ぼす事項です。ただし、①市の権限に属さないこと、②議会の解散・議員又は市長の解職その他法令により住民投票を行うことができるもの、③特定の住民又は地域にのみ関係すること、④市の組織や人事及び財務に関すること、⑤その他住民投票をすることが適当でないと思われられる事項は除きます。

■住民投票できる人は？

- (1) 住民投票の実施を請求できる人（請求資格者）は、次の①、②のいずれかに該当し、請求資格者名簿に登録された人です。
 - ① 満20歳以上の日本人で、引き続き3ヶ月以上本市の住民基本台帳に登録されている人
 - ② 満20歳以上の永住外国人^{※1}で、引き続き3ヶ月以上本市に住所を有する人で、名簿の登録の届出^{※2}を行っている人
- (2) 請求資格者名簿は、毎年3、6、9、12月2日に登録します。
- (3) 投票できる人（投票資格者）の年齢は、住民投票の対象事項によって決定します。（20歳未満の人でも投票できる場合があります。）

(4) 投票資格者名簿は投票日の告示の前日に登録します。

※1 永住外国人とは、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める『特別永住者』、「出入国管理及び難民認定法別表第2」の『永住者』の在留資格を持って在留する者及び『定住者』の資格を持って在留する者で引き続き3年を超えて日本に住所を有する者をいいます。

※2 ※1に該当する方は、事前に名簿へ登録の届出が必要です。

■住民投票を実施するには？

● 住民投票を請求しようとする人の代表者は、住民投票を求める「請求書」、住民投票を行う理由・投票できる者の要件（年齢等）・投票の方法を規定した「住民投票条例案」を添えて、請求代表者証明書の交付を市長に申請します。



● 請求代表者は、証明書の交付から1ヶ月以内に署名を集め、署名簿を市長に提出します。請求資格者総数の50分の1以上^{※3}の署名があれば住民投票を請求できます。

※3 平成20年3月2日現在では、669人です。



● 市長は20日以内に署名簿の審査を行い、署名の有効・無効を決定し請求代表者へ返付します。署名をした人は、署名簿の縦覧、異議の申出ができます。



● 請求代表者は、署名簿の返付を受けた日から5日以内に市長に住民投票を請求します。



● 市長は、請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、請求代表者から提出された「住民投票条例案」を議案として提案します。市議会は、条例案を審議し住民投票を実施するかどうか決定します。



● 「住民投票条例」が可決されたときは、市長は条例を公布し、「住民投票の対象事項・投票できる者の要件」などを直ちに公表します。



● 市長は条例の公布の日から90日以内に住民投票を実施します。

■住民投票の方法は？

- 二者択一の形式です。投票用紙の「賛成」・「反対」欄のいずれかに○の記号を記載します。
- 投票所は、市長選挙、市議会選挙などと同じ投票所です。期日前投票や不在者投票もできます。
- 投票率が2分の1以上の場合に住民投票が成立し、開票します。成立しなかった場合は開票作業を行いません。

■住民投票の結果は？

投票の結果がそのまま市の決定となるものではありませんが、市長、市議会には住民投票の結果を尊重しなければなりません。

■再請求等の制限期間

実施した住民投票と同じ内容での請求は、2年間行うことができません。

住民投票の詳細内容は、総務部総務課（23-6235）へお問い合わせ下さい。

● 永住外国人の名簿登録について

永住外国人の名簿登録については、外国人登録法の趣旨等を尊重し、自らの意思に基づく事前の届出制としました。

(1) 「請求資格者名簿」の登録の届出は、随時受け付けています。

各登録日の3日前までに届出された方について、名簿に登録します。

(例 6月2日登録～5月30日までに届出された方

9月2日登録～5月31日から8月30日までに届出された方)

(2) 請求資格者名簿に登録されている方は、あらためて「投票資格者名簿」の登録の届出は必要ありません。

住民投票が実施される場合、請求資格者名簿に登録されていない方で、新たに投票資格を得た方は、「投票資格者名簿」の登録の届出が必要となります。

詳しくは稚内市選挙管理委員会（23-6499）へお問い合わせ下さい。